

自動はかりの検定制度 及びその見直しについて 【諮問事項及び報告事項の概要】

令和3年5月

経済産業省産業技術環境局

計量行政室

I . 計量法における検定制度等の概要

計量法の目的と制度の体系について

経済の発展及び文化の向上

計量の基準を定める

計量単位の統一（計量単位に関する規制）

計量の基準としての計量単位
「国際単位系：S I」の導入



取引又は証明における計量を行う際に、
その使用を義務づけ

計量標準の供給（計量標準供給制度）

計量の正確性の確保



国家計量標準である特定標準器等への
遡及による担保

適正な計量の実施を確保する

適正な計量の実施

- ・商品量目制度
- ・定期検査制度
- ・計量証明事業制度
- ・計量証明検査制度

正確な特定計量器等の供給

- ・届出製造事業者制度等
- ・検定制度
- ・型式承認制度
- ・指定製造事業者制度
- ・基準器検査制度

自主的計量管理の推進

- ・計量士制度
- ・適正計量管理事業所制度

法制度の的確な執行

- ・報告徴収
- ・立入検査
- ・計量行政審議会 等

特定計量器とは ～適正計量の実施を確保するための計量器の規制～

取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器^注のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものを「**特定計量器**」という。特定計量器は、原則として「**検定**」に合格しないと取引・証明に使うことはできない。

注：「計量器」とは、長さ、質量、時間など、「物象の状態の量」を計るための器具、機械又は装置をいう。

特定計量器（第2条第4項）

タクシーメーター、質量計（非自動はかり、自動はかり、分銅等）、温度計（ガラス製温度計、抵抗体温計等）、体積計（水道メーター、燃料油メーター等）、積算熱量計、電力量計、照度計、騒音計、振動レベル計など18品目

使用規制（第16条第1項）

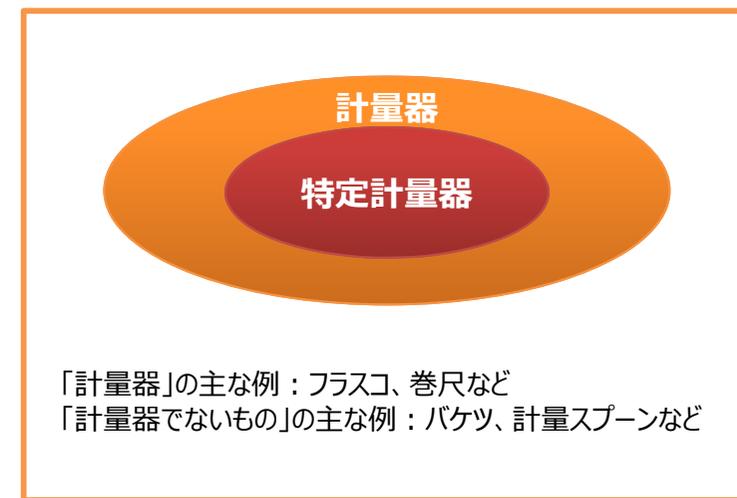
取引・証明に特定計量器を用いるときは、原則として検定に合格したことを示す**検定証印**が付されたものを用いなければならない。

罰則（第172条）

違反した場合は、罰則として6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が課せられる。

譲渡等の制限（第57条）

特定計量器のうち、体温計及び血圧計は、取引・証明に関係なく、国内に販売等するものはすべて検定に合格したものとすることを義務付け。



主な特定計量器の検定・検査の流れ

検定証印 基準適合証印 装置検査証印



※「検定証印」：検定に合格したもの
 「基準適合証印」：指定製造事業者が製造し、自社検定に合格したもの
 「装置検査証印」：タクシーメーターは、検定に加え、装置検査（実際にタクシーに取り付けた状態での検査）を行い、合格したもの

届出製造事業者等

検定等
 (都道府県等・指定製造事業者)

※検定証印等の表示

自己宣言

検定期限無

検定期限有

定期的に検査

譲渡時の検定等のみ

装置検査

装置検査

装置検査

検査

検査

検査

検定

圧力計、温度計など



ガスメーター、水道メーター、自動車等給油メーターなど



10年 8年 7年

タクシーメーター



1年

非自動はかり、分銅・おもり、皮革面積計



2年 1年

体温計、血圧計



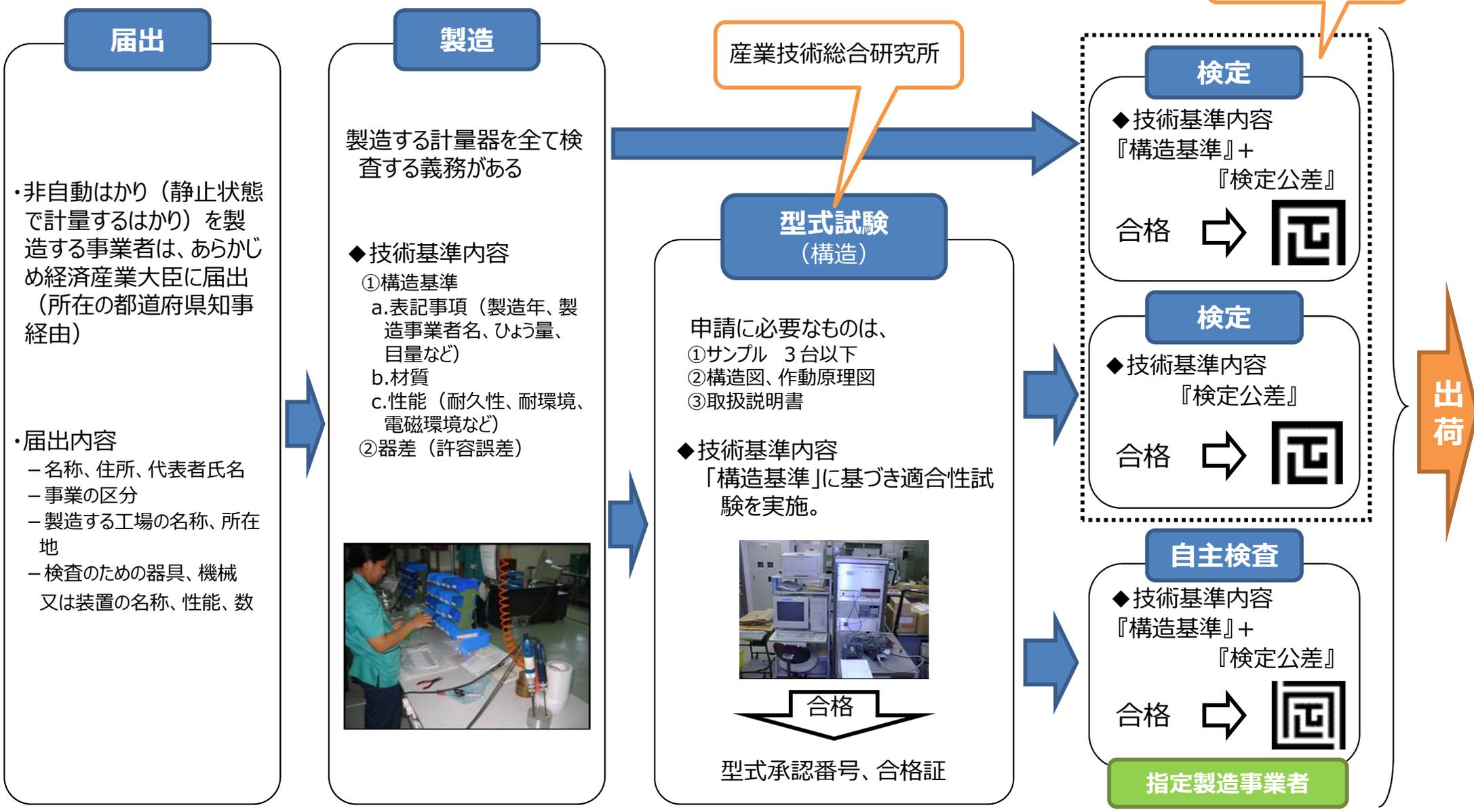
家庭用特定計量器
 (体重計、ベビースケール、調理用はかり)

取引・証明と関係なく譲渡等を行う時に検定等が必要



特定計量器の規制の流れ

製造から市場に出るまで（例：非自動はかり）



製造事業者

特定計量器の規制の流れ

市場に出たから（例：非自動はかり）

使用

- 取引・証明に使用できるのは、合格印（検定証印、基準適合証印）が付されたもののみ
- 合格印がないはかりを使用した場合、その使用者には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科される

立入検査



◆技術基準内容

- 性能基準
 - 表記事項（製造年、製造事業者名、ひょう量、目量など）
 - 性能（繰返し性、偏置など）
- 使用公差（検定公差の2倍）

定期検査

- 使用者は、2年に1度、定期検査受検義務がある
- 計量士が自治体に代わって行う検査（代検査）の受検
又は、
適正計量事業所又は計量証明事業者になることによって免除も可能。



◆技術基準内容

- 性能基準
 - 表記事項（製造年、製造事業者名、ひょう量、目量など）
 - 性能（繰返し性、偏置など）
- 使用公差（検定公差の2倍）

都道府県又は
特定市

都道府県又は
特定市

2年に1度

合格



定期検査済証印



定期検査済証印が付され、引き続き、取引・証明に使用することができる

不合格



検定証印が除去され、取引・証明に使用することができない

不合格

ユーザー（小売業者等）

出荷

検定制度

検定に合格した特定計量器だけを、取引又は証明への使用を認めることによって、適正計量の実施の確保を目的とする制度

検定

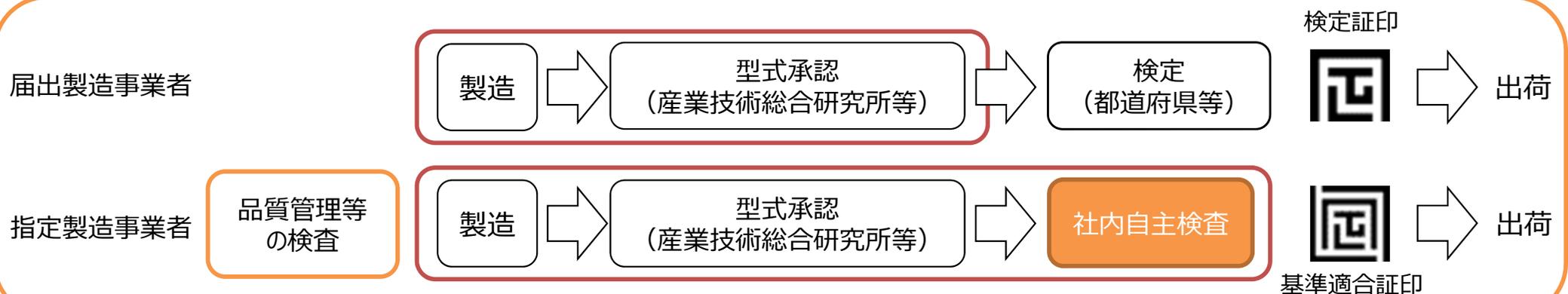
原則として、都道府県知事又は指定検定機関（電気計器は日本電気計器検定所）が省令で定める構造及び器差の技術基準に適合しているか全数検定を行う。

タクシメーター及び変成器付電気計器は、実際の使用時の計量精度を確保するため、検定に加え、装着した状態での検査を義務付けている。（タクシメーターは装置検査、変成器付電気計器は、変成器付電気計器検査）

有効期間

計量精度の経年劣化を考慮し、政令で検定の有効期間の年数を定めている。

届出製造事業者と指定製造事業者の製造から出荷までの比較



Ⅱ. 平成28年計量行政審議会答申 を踏まえた自動はかりの検定制度 について

計量行政審議会答申（平成28年11月）の抜粋【自動はかり関係】

Ⅱ 特定計量器への追加

（ⅰ）自動はかり

② 具体的な見直しの方向性

（短期的取組）

- 中長期的に全国の生産現場に導入されている自動はかりの適正計量を確保する観点から、特定計量器への追加、検定・検査・型式承認の方法の整備等、所要の見直しを速やかに実施する。
- まずは、製造・修理・販売事業者による適正な計量の実施が確保される必要があることから、これらの事業者への届出の義務を課す。

（中長期的取組）

- 製造事業者に対する型式承認・検定の実施、使用者に対する検定・検査の実施は、取引・証明に使用される可能性が高い計量器を優先するなど段階的、かつ、中期的に実施する。
- 既に使用されている計量器の検定・検査は、構造検定は省略し、使用公差のみの義務付けを行うなど、規制による影響を考慮し、中長期的に検定・検査の義務付けを実施する。
- 国、産総研、計量器団体等が連携し、OIML審議に積極的に参画し、国際技術基準の策定を推進する。

③ 見直しに当たり整備する要件

（検定の対象・範囲等）

- 製造工程に多くの自動はかりが導入されているが、取引・証明に使用されていなければ規制の対象外である（例：原材料の配合、工程上の計量管理など）。
- このように自動はかりは、規制の対象になる場合とならない場合の違いなど、製造・販売に当たって、計量法の制度及び技術基準に精通する必要があることから、非自動はかり同様、製造・販売の届出の義務を課す。
- OIMLが整備されていない自動はかりは、検定等の技術基準が確立されていないため、整備されていない間は検定の対象外とする。（検定・検査等の技術基準及び指定検定機関等の整備）
- 国及び産総研は、検定・検査の技術基準について、JISの原案作成委員会において、製造事業者・使用者団体等の利害関係者の意見を踏まえ、OIML勧告に基づき可能な限り合理的かつ信頼性のある技術基準を整備する。
- 検定・検査を行う実施主体は、自治体で実施しないことを原則とし、計量関連企業、計量団体等は、指定検定機関・指定定期検査機関に参入するための体制等の整備を速やかに実施する。

（以下略）

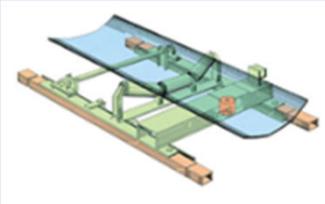
自動はかりの特定計量器への追加と検定対象器種

①特定計量器への追加【施行令第2条関係】

適正な計量の実施を確保するため、「自動はかり」を特定計量器へ追加

②使用の制限の特例【施行令第5条関係】

国際法定計量機関（OIML）において検定の技術基準が整備・確立し、かつ国内に流通量が多い**ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケール及び自動捕捉式はかり**の4器種を検定の対象とする。
 ※検定の対象となるのは取引又は証明に用いられているものに限る。

名称	ホッパースケール	充填用自動はかり	コンベヤスケール	自動捕捉式はかり
主な計量対象	穀物類、配合飼料等	食品、粉体、飼料、薬品等 (小容量)	鉱物類、穀物類、飼料等	加工食品、飲料、薬品等
特徴	各種原料等をホッパーに流入している状態で質量を計量し、一定量（設定値）に達すると、ホッパーから下流へ排出	各種原材料及び製品を、一定の質量に分割して袋、缶、箱などの容器に充填（ランダムな質量を取捨選択して目的の質量にするタイプもある）	ベルトコンベヤで連続輸送される原料及び製品の受渡しの際に計量	箱、袋、缶などの形態で計量を行う。欠品等の判別や異物混入を選別する機能も備えている
具体例				

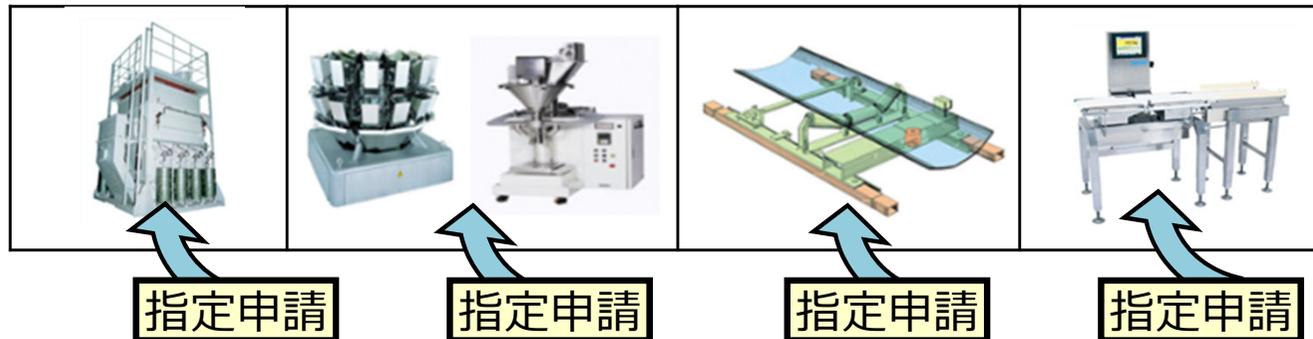
指定検定機関による検定の実施と検定有効期間

③指定検定機関の指定の区分の追加

【施行令第26条関係】

指定検定機関の区分は

- ・ホッパースケール
 - ・充填用自動はかり
 - ・コンベヤスケール
 - ・自動捕捉式はかり
- の4器種それぞれの項目を設ける。



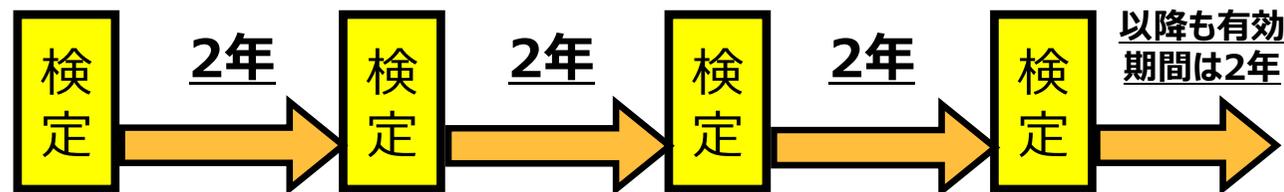
④検定証印等の有効期間の設定【施行令別表第3関係】

自動はかりの検定の**有効期間を2年**と設定。

ただし、**適正計量管理事業所が使用する自動はかりの有効期間は6年**とする。

〔※修理後等は有効期間によらず従来通り検定が必要〕

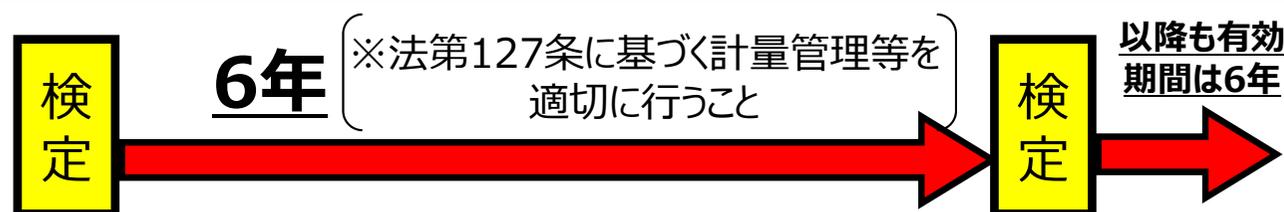
一般的な事業所



適正計量管理事業所



※特定計量器を使用する事業所であって、適正な計量管理を行うものとして指定された事業所



※有効期間の起算日は、検定を行った日の翌年度の4月1日

⑤検定の申請書の提出先に関する措置【施行令別表第4関係】

検定実施主体は**産業技術総合研究所、指定検定機関**を規定。

(型式承認を行う産総研、器差検定を中心に行う指定検定機関)

(参考) 指定検定機関制度

- 指定検定機関は、経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所と並び、特定計量器の検定を行う機関。
- 経済産業大臣から指定を受けてその業務を行うもの。

○器差検定を中心に行う指定検定機関の指定申請が可能に（平成29年政省令改正）

平成29年改正前の指定条件

- ・器差検定 ・構造検定
- ・型式承認の試験
- ・指定製造事業者の品質管理の調査
(・変成器付電気計器検査)

政省令改正により新設

器差検定

構造検定

⇒器差検定を中心に行う
指定検定機関を指定が可能に
(一部の構造検定は行うものとする)

(一財) 日本品質保証機構が指定

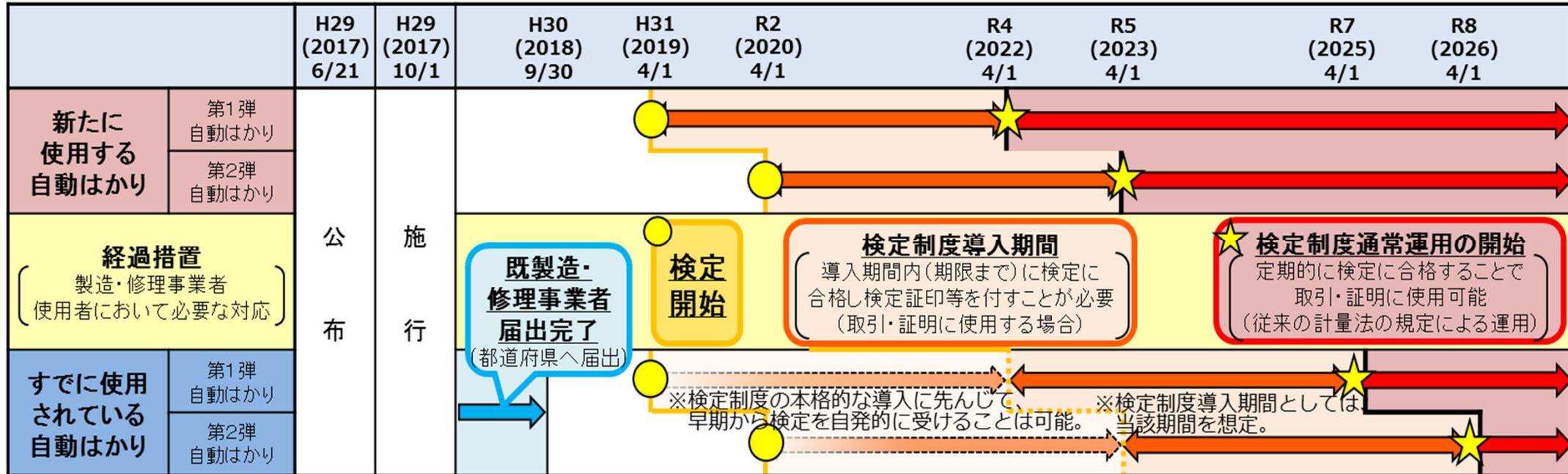
※指定区分は、濃度計、騒音計等

今後、指定を受けた指定検定機関が
自動はかりの検定を実施

※指定を受けた指定検定機関の名称等は、順次、経済産業省のWEBページなどに掲載予定。

【現行】自動はかりの検定実施スケジュール

⑥経過措置：製造・修理事業者、使用者への影響を考慮し、段階的な猶予期間を措置



既製造・修理事業者届出完了

すでに自動はかりの製造（修理）を行っている事業者は、
平成30年（2018年）9月30日までに届出書を都道府県に提出

検定制度導入期間

検定開始(第1弾：平成31年（2019年）4月1日、第2弾：令和2年（2020年）4月1日)後、各自動はかりごとに定められた検定制度導入期間内に検定の合格が必要

※(再掲)検定有効期間：2年（適正計量管理事業所で使用のものは6年）

新たに使用する自動はかり：

令和4年（2022年）3月31日まで（第1弾）、令和5年（2023年）3月31日まで（第2弾）

すでに使用されている自動はかり：

令和7年（2025年）3月31日まで（第1弾）、令和8年（2026年）3月31日まで（第2弾）

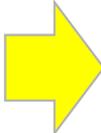
(※上記期間を経過後は、通常の特定制量器の扱い)

検定制度通常運用の開始

**Ⅲ. 自動はかりの検定制度の見直し
(自動はかりの一部の検定対象等からの除外
及び検定実施スケジュールの見直し)
について**

【諮問事項】自動はかりの一部の検定対象等からの除外について

- 自動はかりの技術基準や指定検定機関による検定実施体制の構築のための実態調査を進める中で、以下のような自動はかりが国内で使用されていることが明らかになった。
 - ① 検定のための基準器が不存在、かつ取引・証明に使用される可能性が低く特定計量器としての規制の必要性に乏しいもの
 - ② 検定実施に当たって危険を伴うなど技術的に検定が困難なもの
- これらの自動はかりを検定対象としたままで、計量法第16条第1項の使用の制限の義務をかけた場合、検定に合格できない自動はかりが一定数発生し、経済活動に混乱が生じるおそれがある。

 計量法施行令第2条及び第5条において所要の措置を講じることで、特定計量器から除外する又は検定の対象から除外する。

◆ 計量法施行令第2条改正案

自動はかりにおける特定計量器の範囲を「目量が十ミリグラム以上であって、目盛標識の数が百以上のもの」に限定する。

※ 検定のための基準器が不存在、かつ取引・証明に使用される可能性が低く特定計量器としての規制の必要性に乏しいため。

◆ 計量法施行令第5条改正案

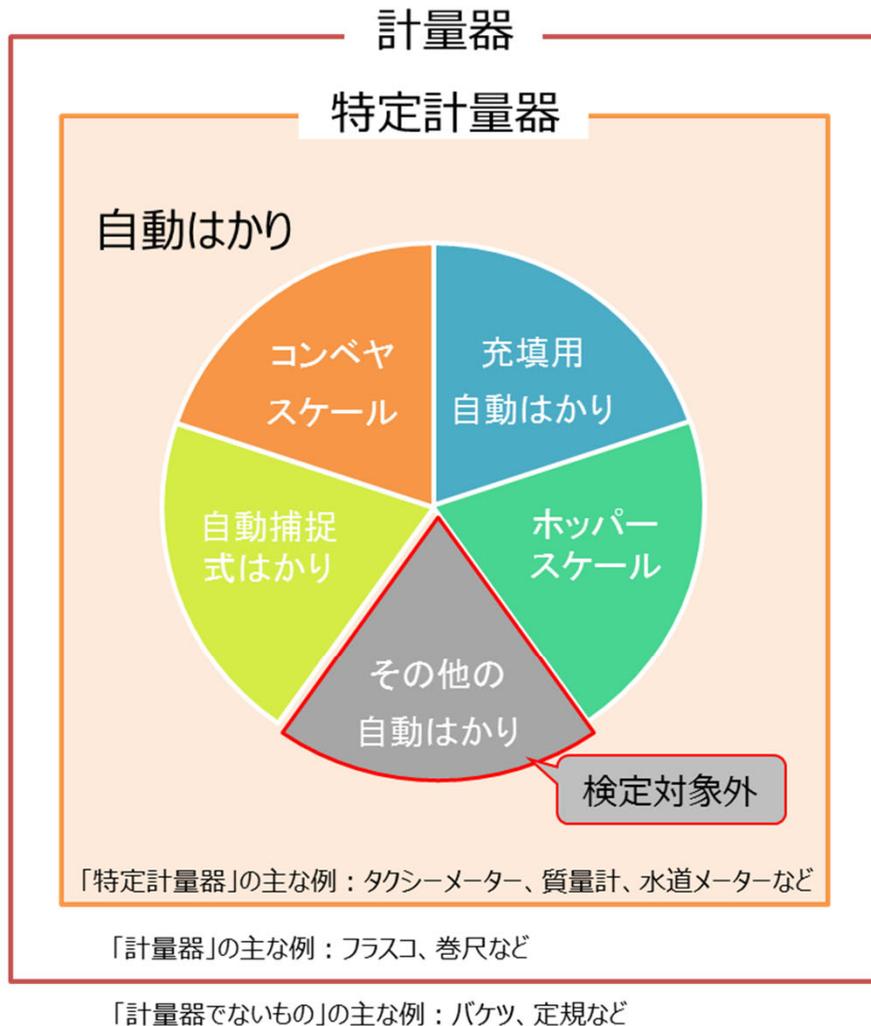
ひょう量が5kgを超える自動捕捉式はかりを検定対象外の特定計量器として規定する。

※ 検定実施に当たって危険を伴うことが判明したため。

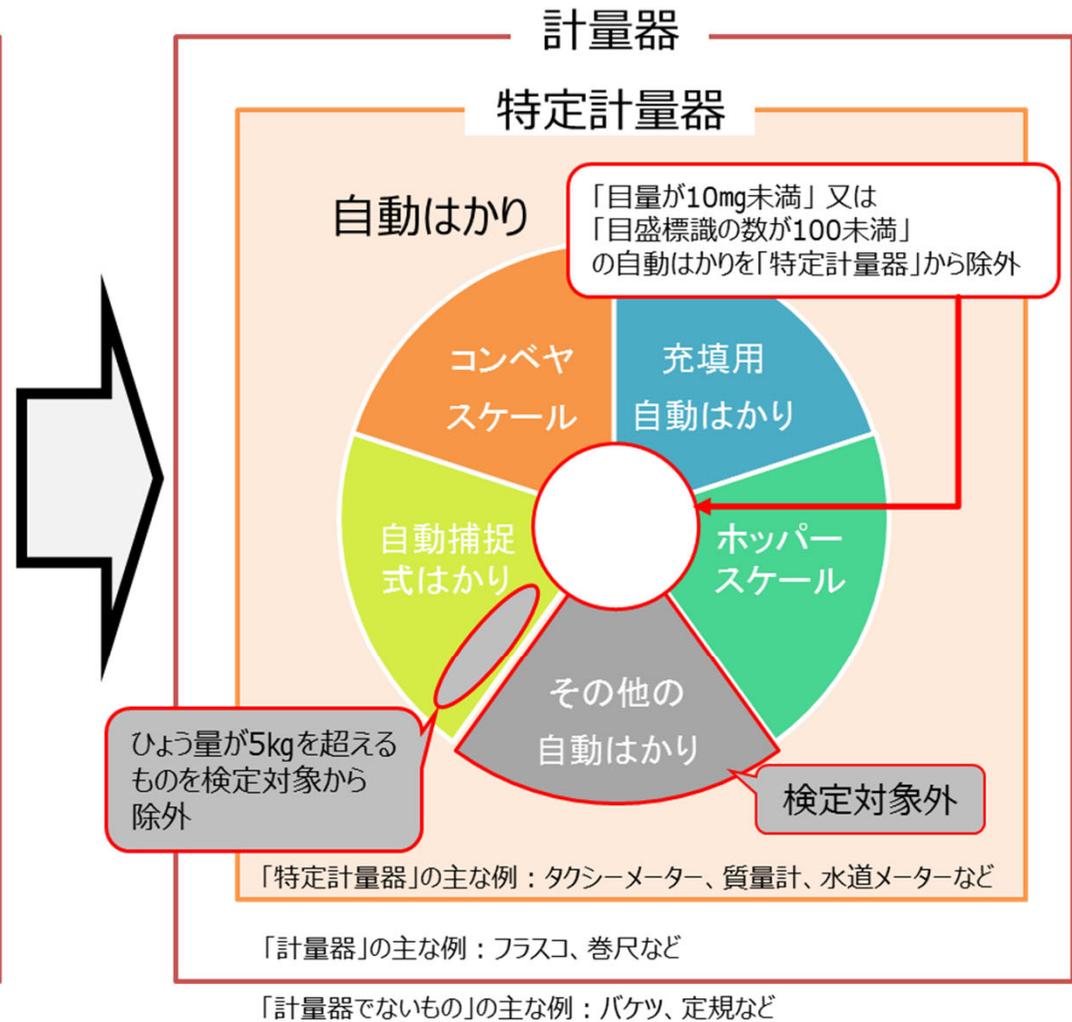
【諮問事項】自動はかりの一部の検定対象等からの除外について

参考：改正の対象範囲のイメージ

現行制度



改正案



注：上記はあくまで概念図であり、各項目が指し示す面積は対象物の数に比例したものではない。

【報告事項】自動はかりの検定実施スケジュールの見直しについて

- 平成29年の計量法施行令改正時に定めたスケジュール（※）で自動はかりの検定の本格的運用開始（使用の制限の開始）の準備を進めてきたところ。

※令和4年4月1日：新たに使用する自動捕捉式はかり

令和5年4月1日：新たに使用する第二弾自動はかり（ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケール）

令和7年4月1日：既使用の自動捕捉式はかり

令和8年4月1日：既使用の第二弾自動はかり

- しかしながら、一般社団法人日本計量機器工業会連合会（計工連）からの要望書によれば、自動捕捉式はかりメーカーが承認を希望する型式数について、令和4年4月1日までに試験・審査を完了することが困難な状況が明らかとなっている。
- さらに、これまでの調査により、ホッパースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケールについては、計工連の会員でない企業も含めて、多種多様な自動はかりが製造・使用されていることが明らかになってきており、型式承認や指定検定機関による検定体制の構築の実施可能性について、十分な検討が必要な状況となっている。

◆ まずは、自動捕捉式はかりについて、新たに使用するもの・既使用のものそれぞれの使用の制限の開始を2年延期する措置を講じる。

◆ ホッパースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケールについては、今後1年程度でより詳細な実態把握を行い、検定対象範囲や実施スケジュールについての十分な検討を行う。

